

国民健康保険に加入する人はこんな人！

職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、その市区町村に住んでいる人はみんな国民健康保険に入らなくてはなりません。加入は世帯ごとですが、一人ひとりが被保険者です。

1. お店などを経営している自営業の人
2. 農業や漁業などを営んでいる人
3. パート・アルバイトなどをされていて職場の健康保険に加入していない人
4. 退職して職場の健康保険を脱退した人
5. 一定の在留資格を有し、住所があると認められた外国籍の人(医療滞在ビザで入国した人、観光・保養目的の在留資格を持つ人などは除く。)

■月々の医療費負担額が軽減 「限度額適用認定証」の交付

入院や外来診療により、同一月内における同一医療機関での医療費が高額になる場合には、限度額適用認定証(住民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証)を事前に医療機関の窓口に提示することで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、月々の負担が軽減されます。

自己負担限度額は、認定証を必要とする人の年齢や所得区分などにより異なります。

▼新たに認定証の交付を希望する人

保険年金課で手続きを行なってください。

▼現在認定証の交付を受けている人

認定証の有効期限は7月末までとなっています。

8月以降も引き続き認定証の利用を希望する場合は、改めて申請が必要となります。

※保険税に滞納があると交付できない場合があります。

**非自発的失業者の
保険税軽減制度**

国民健康保険加入者で解雇や雇い止めなど、特定の理由により離職した人は、保険税の軽減を受けることができる場合があります。

対象 つぎの要件すべてに該当する人

① 離職日が平成30年3月31日以後の人

② 離職日時点での年齢が65歳未満の人

③ 雇用保険受給資格者証の交付を受け、離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかの人

軽減内容 離職した人の前年の給与所得を70%減額して算定

■8月から高齢受給者証が新しくなります(うぐいす色)

70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者には、被保険者証のほかに、自己負担割合が記載された高齢受給者証を交付しています。

現在交付している受給者証の有効期限は、7月末までです。8月からの受給者証は、7月下旬に郵送します。

医療機関に受診するときは、忘れずに被保険者証と高齢受給者証を窓口に表示してください。

基準			負担割合
区分	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人	3割
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人	
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人	
	一般	現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、低所得者Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない人	2割
	低所得者Ⅱ	低所得者Ⅰには該当せず、同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税の人	
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者が住民税非課税で、その世帯のそれぞれの所得が必要経費・控除(年金所得の控除額は80万円)を差し引いたとき0円になる人	

問合せ 保険年金課国民健康保険担当 ☎ (43) 1111 内線 142、143 ・ FAX (43) 1125

みんなで支える 国民健康保険制度

国民健康保険制度とは

病気になったり、けがをしたときに、安心してお医者さんにかかることができるように、日ごろからお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。

国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、加入者が病気やけがをしたときの医療費にあてられる国民健康保険を支える大切な財源です。市の国民健康保険の医療費は依然として高い水準にあり、国保財政はとても厳しい状況にあります。

保険税の納付について、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険への 加入・脱退の手続き

国民健康保険への加入や脱退には、手続きが必要です。加入の手続きが遅れた場合でも、加入資格を得た日までのさかのぼって保険税を納めることとなります。

脱退の手続きが遅れ、国民健康保険の被保険者証を使ってしまうと、市が負担した医療費を返還しなければならず、また、保険税と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうことにもなります。

▼保険税の内容

区分	内 容	計 算 方 法 な ど
医療給付費分	国民健康保険加入者の医療費分	・所得割(7.3%)×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割(1人あたり23,600円)×世帯の加入者数 【賦課限度額 54万円】
後期高齢者支援金分	75歳未満の人が負担する後期高齢者医療制度への支援分	・所得割(2.0%)×世帯の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割(1人あたり10,500円)×世帯の加入者数 【賦課限度額 19万円】
介護納付金分	40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)が負担する介護保険分	・所得割(1.2%)×世帯の40歳以上65歳未満の加入者の賦課対象所得の合計 ・均等割(1人あたり10,000円)×世帯の40歳以上65歳未満の加入者数 【賦課限度額 16万円】

※賦課対象所得とは、前年の総所得から33万円の基礎控除を差し引いた残額です。

保険税の納付方法

保険税の税額は世帯ごとに決定し、世帯主が納税義務者となります。

保険税は、前年の所得と加入者数に応じて、世帯ごとに4月から翌年3月までの1年間の税額を算定します。

7月中旬に令和元年度分の納税通知書などを、世帯主あてに郵送します。

▼普通徴収の世帯

国民健康保険税納税通知書を郵送します。

納期 7月から令和2年2月までの毎月末(全8回)

納付方法

国民健康保険税納税通知書により最寄りの金融機関・コンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

※納付には納め忘れない「口座振替」が便利です。希望する人は、納税通知書に記載の金融機関または市役所窓口で納税通知書、通帳、届出印、キャッシュカード(要暗証番号)、本人確認書類を持参の上、手続きを行ってください。

▼新たに10月から特別徴収

(年金天引き)になる世帯

国民健康保険税特別徴収額決定通知書と納税通知書の2

種類をそれぞれ郵送します。**納期**

普通徴収 (納付書納付・口座振替)			特別徴収 (年金から天引き)		
7月	8月	9月	10月	12月	翌2月
保険税の 1/2			保険税の 1/2		
令和元年度の保険税の総額					

対象 世帯主が年金受給者で、つぎの要件すべてに該当する世帯

①世帯主が国民健康保険加入者の世帯

②世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯

③世帯主の年金受給額が年額18万円以上の世帯

④介護保険料と保険税の合計額が年金受給額の1/2を超えない世帯

▼昨年度から特別徴収

(年金天引き)の世帯

国民健康保険税特別徴収額決定通知書を郵送します。

納期 年金受給月(4月・6月・8月・10月・12月・令和2年2月の全6回)